○農林水産省告示第五百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年四月十日

農林水産大臣　中川　昭一

一　(一)　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字中字猿頭一五三〇・一五三二（以上二筆合併）、一五三三の一（次の図に示す部分に限る。）、一五三四の一、一五三四の二、一五三五、球磨郡水上村大字岩野字下野々平二〇二〇の一七、二〇二〇の二〇、二〇二〇の二一、字松ノ下二〇六五の二、二〇六五の六、二〇六五の七、字水清谷二一一三の五、二一一三の八、二一一三の九、二一一三の一四、二一一三の四〇、二一一三の四三、二一一三の四四、二一一三の五二、二一一三の五三、二一一三の五五、二一一三の五六、二一一三の六五、二一一三の七九、二一一三の八五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松ノ下二〇六五の六・字水清谷二一一三の九・二一一三の一四・二一一三の四三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　熊本県八代市日奈久上西町字堂山甲四〇〇（次の図に示す部分に限る。）、山鹿市鹿北町芋生字西細永三八八〇の一、三八九二の一、三八九六の一、三九〇〇、上益城郡甲佐町大字上早川字長田四六八七

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堂山甲四〇〇・字西細永三八九六の一・三九〇〇・字長田四六八七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年四月十日

農林水産大臣　中川　昭一

一　保安林の所在場所　熊本県人吉市上永野町字戸屋ノ迫二八三三の一三、葦北郡芦北町大字大尼田字賀々俣一三七三、一三七四の一から一三七四の四まで、一三七七の一、一三七七の二、球磨郡多良木町大字多良木字梶屋三四九一の一九、字鍛冶屋ノ谷八七九〇、あさぎり町皆越字小原一三〇七の一、一三〇七の三から一三〇七の五まで、五木村甲字田口三三〇七の二、水上村大字江代字里道二六八二、二六八四、二六九五の一、二六九五の五、二六九五の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶屋三四九一の一九・字鍛冶屋ノ谷八七九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字小原一三〇七の五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁並びに人吉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十八年四月十日

農林水産大臣　中川　昭一

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字高瀧五三九の二〇、水上村大字岩野字椎葉一九〇〇の四、大字江代字内ノ口二〇二二、字中尾二〇二三の一、五木村甲字穂楊枝六〇五三、六〇五四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○特許庁告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第十七条の規定に基づき、登録情報処理機関として登録した財団法人工業所有権電子情報化センターから、情報処理業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年四月十日

特許庁長官　中嶋　誠

一　所在地を変更する事務所の名称及び変更後の所在地

登録情報処理機関の名称	変更後の事務所の所在地
財団法人工業所有権電子情報化センター	東京都千代田区五番町5番地5 オリケン五番町ビル

二　変更の日

平成十八年四月十日

○国土交通省告示第五百十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成十八年三月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成十八年四月十日

国土交通大臣　北側　一雄

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F—342号	表面仕上材（表面床張り材）	ハルテックス　ポキシ　ヱレジン	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の7

○国土交通省告示第五百十三号

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）第二十条第二項の規定に基づき、動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年四月十日

国土交通大臣　北側　一雄

動力車操縦者養成所に関する告示の一部を改正する告示

動力車操縦者養成所に関する告示（昭和三十五年運輸省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

東京急行電鉄株式会社鉄道事業本部事業統括部東急教習所の項中「神奈川県川崎市中原区木月六四二番地」を「神奈川県川崎市中原区木月三丁目三六番二号」に改める。

○国土交通省告示第五百十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年四月十日

国土交通大臣　北側　一雄